

「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」の要点

その① 「人権感覚」

今年4月に文部科学省が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の内容について紹介します。今回は特に[第一次とりまとめ]から[第三次とりまとめ]まで、一貫して大切にされている内容をピックアップしました。そのキーワードは「人権感覚」です。

○「人権感覚」とは？

人権感覚について、平成16年6月の「人権教育の指導方法等の在り方について [第一次とりまとめ]」に「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」とあります。これは児童生徒にも分かりやすい言葉で表現したもので、[第三次とりまとめ]まで一貫して使われています。また、[第三次とりまとめ]では、～指導等の在り方編～のP5に、「**人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値指向的な感覚である**」と、より細かく示しています。人権感覚については、この他にも多くの部分に記述があります。

○どうして「人権感覚」重視？

[第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～の「はじめに」にもあるように、こうしたとりまとめが出された基となった「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）で、学校教育の現状として「**知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていない**」との指摘があります。そのため [第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～P7では下のような図を示しながら、児童生徒が**人権についての正しい「知識」を身につけるとともに、「人権感覚」も十分に身に付ける**ことが必要だとしています。そしてこの**人権感覚**が健全に働くと、知識と結びついて、人権侵害を解決せずにはいられないとする**人権意識**が芽生え、自分の人権とともに他者の人権を守るような**実践行動**につながると考えられるとしています。

